



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1056 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課) 1
- 1057 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課) 2
- 1058 学校給食用和歌山県産温州みかんの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (果樹園芸課) 2
- 1059 小型定置網漁業の許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間 (資源管理課) 4
- 1060 公共測量の終了 (技術調査課) 5
- 1061 道路の位置の指定 (都市政策課) 5

○ 監査公表

- 監査公表第18号 6
- 監査公表第19号 6
- 監査公表第20号 9
- 監査公表第21号 13

告 示

和歌山県告示第1056号

令和4年度インターネット基盤システム構築及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和4年度インターネット基盤システム構築及び賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
NTT・JECCコンソーシアム
(代表者) 西日本電信電話株式会社
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
(構成員) 株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額

373,823,946円（うち消費税及び地方消費税の額33,983,946円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年7月22日

和歌山県告示第1057号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会医療法人黎明会	御坊市湯川町財部72 8-4	介護老人保健施設和 佐の里	日高郡日高川町和佐 2136	通所リハビリテー ション・介護予防 通所リハビリテー ション	令和 4.2.28

和歌山県告示第1058号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産温州みかんの調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
令和4年度
- (2) 調達案件名
学校給食用和歌山県産温州みかん
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所
仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、令和4年9月20日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力

団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。

- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (9) 青果物の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、青果物の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における和歌山県産温州みかんの販売量が、仕様書で定める調達予定数量と同等以上の数量であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合にあっては、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））

イ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ウ 業務概要調書

エ 業務実績調書

オ 役員等に関する調書

カ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

キ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

コ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 2の（9）に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し

シ 2の（10）に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア及びウからオまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和4年9月20日（火）から同月29日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年9月20日（火）から同月26日（月）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) （4）の質問に対する回答は、令和4年9月20日（火）から同月27日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、その内容については、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課のホームページにおいて、次のとおり公表するものとする。

ア 海草地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211233.html>

- イ 那賀地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211234.html>
- ウ 伊都地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211235.html>
- エ 有田地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211236.html>
- オ 日高地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211237.html>
- カ 西牟婁・東牟婁地域納品分 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00211238.html>

ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年9月20日（火）から同月29日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、書留郵便により令和4年9月29日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課
 和歌山市小松原通一丁目1番地
 和歌山県庁東別館4階
 郵便番号 640-8585
 電話番号 073-441-2903（直通）
 ファクシミリ番号 073-441-2909

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を令和4年10月5日（水）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1059号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第4条第1項第11号に掲げる小型定置網漁業について、規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
雑魚小型定置網漁業	1	定めなし	次の漁業基点第25号、ア、イ及び漁業基点第25	1月1日から12月31	1 現に漁船を有する者若しくは漁船を使

			号の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	日まで	用する権利を有する者又はその者を構成員に含む法人
			漁業基点第25号 和歌山市新和歌浦沖の蓬莱岩中央部に設置した標識		2 漁業の根拠地を和歌山県内に有する者又はその者を構成員に含む法人
			ア 漁業基点第25号から142° 55' 250mの点		3 和歌浦漁業協同組合に所属する組合員
			イ 漁業基点第25号から168° 15' 250mの点		

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

この告示に係る許可又は起業の認可をするときは、次に掲げる条件を付けることがある。

ア 漁業を営むに当たっては、免許を受けた他の漁業の妨害をしてはならない。

イ 小型定置網の敷設中は、規則第54条第1項の規定により、当該小型定置網に標識を設置しなければならない。

ウ 許可を受けた日から6か月間又は引き続き1年間休業したときは、許可の取消しの対象となるので、あらかじめ休業期間を定め、届け出ること。

エ 漁業調整上必要があるときは、更に条件を付けることがある。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年9月27日から令和4年10月27日まで

なお、この告示に係る許可の有効期間は、令和4年11月18日から令和7年11月17日までとする。

和歌山県告示第1060号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年9月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年4月15日から同年9月6日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡古座川町佐田地内

和歌山県告示第1061号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年9月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3603	有田郡有田川町大字下津野字北久保221番1の一部、222番1の一部、222番3の一部	和歌山市三番丁85番地 スマカ株式会社 代表取締役 吉松三喜	令和 4.8.30	6.00	74.55

監 査 公 表

和歌山県監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月20日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象事業会計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	令和4年7月26日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃
和歌山県流域下水道事業会計	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の事業会計の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

修繕費の支出において、請求書原本ではなくその写しを添付して支払を行い、また、当該請求書原本の所在が不明となっている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県工業用水道事業会計

電気設備精密点検業務委託の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県土地造成事業会計

ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認、担当者の貸出確認、担当者の返却確認及び管理者の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表

する。

令和4年9月20日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県消防学校	令和4年7月26日
和歌山県立文書館	〃
和歌山県環境衛生研究センター	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県男女共同参画センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県精神保健福祉センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立近代美術館	〃
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃
和歌山県立向陽中学校・和歌山県立向陽高等学校	〃
和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県立和歌山北高等学校	〃
和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	〃
和歌山県立きのくに青雲高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
和歌山県立和歌山ろう学校	〃
和歌山県立紀北支援学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県立和歌山さくら支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃
和歌山県海南警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。
 なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県消防学校

被服等の貸与について、被服等整理簿が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

イ 和歌山県環境衛生研究センター

ドラフトチャンバーの点検委託の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないため、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県動物愛護センター

物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

エ 和歌山県精神保健福祉センター

旅費の支出において、調整額の調整を行わず、過支給となっている事例があったため、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

郵便切手類使用簿において、検印がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立近代美術館

デジタル情報発信事業に係る展覧会3D撮影業務委託の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立紀伊風土記の丘

需用費修繕料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立星林高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立和歌山北高等学校

県立和歌山北高等学校西校舎浄化槽保守点検等業務について、契約保証金受入前に契約を締結していたため、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立和歌山東高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

サ 和歌山県立和歌山工業高等学校

収入調定票において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

シ 和歌山県立和歌山ろう学校

(ア) 電話料金支払において、納期限後の支払となったため延滞利息が発生している事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていないため、適正に処理されたい。

ス 和歌山県立紀北支援学校

産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託に係る簡易公開調達において、見積書と同時に提出することとなっている書類の提出を受けていない事例があったため、適正に処理されたい。

セ 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

児童生徒等送迎業務に関する契約において、契約保証金受入前に契約を締結している事例があったため、適正に処理されたい。

ソ 和歌山東警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

タ 和歌山西警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

チ 和歌山北警察署

(ア) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(イ) 需用費消耗品費の支出負担行為において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月20日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 谷 洋 一

和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
知事直轄	令和4年8月17日
総務部	〃
企画部	令和4年8月16日
環境生活部	〃
福祉保健部	令和4年8月18日
商工観光労働部	令和4年8月16日
農林水産部	令和4年8月17日
県土整備部	令和4年8月19日
会計局	令和4年8月18日
県議会事務局	〃
人事委員会	令和4年8月16日
労働委員会	令和4年8月18日
選挙管理委員会	令和4年8月17日
監査委員	令和4年8月19日
教育委員会	令和4年8月16日
公安委員会	令和4年8月18日

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

福祉保健部

ア 福祉保健総務課

(ア) 就労準備支援事業の委託に係る事務処理について、不正な決裁手続及び不正な知事印の使用により不適正な公金支出が行われ、また、委託料の私費による支払及び関係する公文書の毀棄という事案が発生した。

加えて、医療扶助に係る診療報酬の返還事務が遅延している事例もあった。

これらの事案その他、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく指定医療機関に係る事務の遅延等を含めた不適正な事案について適正に処理するとともに、今後このようなことのないよう、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

知事直轄

ア 秘書課

(ア) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

総務部

ア 人事課

(ア) 和歌山県職員研修所機械警備業務委託の支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

イ 財政課

(ア) 旅行命令において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 管財課

(ア) 繰出金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

企画部

ア 文化芸術課

(ア) 物品調達伺において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。（文化祭推進局）

イ 国際課

(ア) 役務費手数料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 移住定住推進課

(ア) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

環境生活部

ア 環境管理課

(ア) 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 県民生活課

(ア) 外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) ビッグ愛・ビッグホエール駐車回数券使用簿について、所属長の承認がなされていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 青少年・男女共同参画課

(ア) 県から指定管理者に貸し付けていた備品を、当該指定管理者に処分させていたため、適正に処理されたい。

福祉保健部

ア 福祉保健総務課

(ア) 郵便切手類使用簿に記載されていない購入時期等が不明の郵便切手が複数あったため、適正に管理されたい。

イ 障害福祉課

(ア) 償還金、利子及び割引料の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったため、適正に処理されたい。

ウ 医務課

(ア) 高速衛星データ通信設備等整備事業に係る備品購入費の決裁について、決裁区分を誤っていたため、適正に処理されたい。

エ 健康推進課

(ア) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったため、適正に処理されたい。

オ 国民健康保険課

(ア) 収入調定票において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

商工観光労働部

ア 商工観光労働総務課

(ア) 公用車新車登録手数料に係る資金前渡において、不足分を業者が立替払している事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 補助金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。

(ウ) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)において、出力されず決裁がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

イ 労働政策課

(ア) 負担金に係る協定書について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 償還金、利子及び割引料の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。

ウ 産業技術政策課

(ア) スペースポート紀伊ロケット打上げ応援会カウントダウン看板製作等業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたため、適正に処理されたい。

(イ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

エ 企業立地課

(ア) 積立金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

オ 観光振興課

(ア) 非常勤職員から誤って控除した住民税について、還付に係る事務手続がなされていないので、適正に処理されたい。

(イ) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。（世界遺産センター）

カ 観光交流課

(ア) 令和3年度インバウンド下見旅行等包括的手配業務委託の変更契約の仕様書について、記載の必要のない項目が含まれていたため、適正に処理されたい。

(イ) 多言語電話通訳・簡易翻訳サービス包括業務委託契約について、金額の積算基礎を確認することなく支出負担行為の金額の増減を行っていたため、適正に処理されたい。

農林水産部

ア 農林水産総務課

(ア) 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。

b 外出承認すべきところ旅行命令を行い、旅費を支給していた。

イ 畜産試験場

(ア) 医薬品の廃棄について、不適切な処理を行っていたため、今後このようなことのないよう、適正な処理に努められたい。

ウ 畜産課

(ア) 外出承認すべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

県土整備部

ア 検査・技術支援課

(ア) 小型無人航空機施設賠償責任保険・動産総合保険に係る保険料の支出について、支出負担行為として整理する時期を誤っていたため、適正に処理されたい。

イ 道路保全課

(ア) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 河川課

(ア) 河川敷地の不法占用については、令和3年度末で4件あることから、引き続き不法占用者に対して厳正に対処されたい。

また、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。

(イ) 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については、取得時効の成立に至ることのないよう厳正に対処するとともに、新たな不法占用の発生を防止するため定期的なパトロールを実施されたい。

また、案件ごとに適切な早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。

(ウ) 消耗品費の支出において、請求内容や納品状況を確認せず、誤って履行確認をしている事例があったので、適正に処理されたい。

エ 建築住宅課

(ア) 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

で、適正に処理されたい。

オ 港湾空港振興課

(ア) ETCカード使用承認・使用管理簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 管理者の確認印欄に当日不在の職員の印を押印していた。
- b 管理者確認年月日の記載を誤っていた。
- c 返却年月日及び管理者確認年月日の記載を誤っていた。
- d 高速等利用区間の記載が漏れていた。
- e 使用年月日の記載を誤っていた。
- f 借用年月日及び返却年月日の担当者の貸出及び返却確認印欄に当日不在の職員の印を押印していた。
- g 管理者確認年月日の記載が漏れていた。

(イ) 令和2年度及び令和3年度に支出すべき使用料及び賃借料において、令和4年度に過年度払している事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 県営港湾施設管理特別会計における消費税の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 法令の解釈を誤った結果、修正申告を行うこととなり、延滞税及び加算税を支払っていた。
- b その際の支出負担行為について、関係課への合議がなされていなかった。

カ 港湾漁港整備課

(ア) 常時の資金前渡において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 前渡資金出納簿に戻入日、戻入金額、残額の登記が漏れていた。
- b 前渡資金受払計算書の出納機関への提出が遅延していた。

(イ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

会計局

ア 会計課

(ア) 支出負担行為において、合議区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

教育委員会

ア 教職員課

(ア) 手数料を証紙により徴収している教員臨時免許状の授与何において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

公安委員会

(ア) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

和歌山県監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月20日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 谷 洋 一

和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
県土整備部	令和4年9月1日

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘した。

(1) 指摘事項

県土整備部道路保全課

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、更に調査を進め、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

なし